教育民生常任委員会資料

令和5年9月21日

種別	説明事項	所管課	ページ番号
議案関係	下伊勢西自治会集会所の無償譲渡について	総務課	・・・　口頭
報告	東伯総合公園サッカー場の改修案について	総務課 社会教育課	・・・　1
報告	9月5日の大雨に係る対応状況等について	総務課	・・・　4
報告	赤碕中学校自転車置場改築工事における産業廃棄物等の対応について	総務課 教育総務課	・・・　5
報告	複業人材の活用について	企画政策課 子育て応援課	・・・　7
報告	Aコープ赤碕店の承継について	企画政策課	・・・　口頭
報告	東日本琴浦会の開催について	企画政策課	・・・　口頭
報告	麟蹄郡の表敬訪問について	企画政策課	・・・　口頭
報告	JR浦安駅について	企画政策課	・・・　8
報告	台湾台中市日南中学校および大甲区表敬訪問について	企画政策課 教育総務課	・・・　10
報告	まちづくりモデル事業の効果検証と今後の方針について	企画政策課 社会教育課	・・・　12
報告	生ごみ・プラスチックごみ回収の実証実験について	町民生活課	・・・　18
報告	中部地域における病児保育の拡充について	子育て応援課	・・・　口頭
報告	母子健康管理システム導入業務の業者決定について	子育て応援課	・・・　口頭

教育民生常任委員会資料

令和5年9月21日

種別	説明事項	所管課	ページ番号
報告	ととのうらフェスタin琴浦について	商工観光課	・・・　19
報告	旧浦安地区公民館の備品譲渡会開催について	社会教育課	・・・　口頭
報告	人権フェスティバルについて	人権・同和教育課	・・・　20
報告	差別事象等対応マニュアルの改定について	人権・同和教育課	・・・　21

東伯総合公園サッカー場の改修案について

総務課・社会教育課

１　趣旨

東伯総合公園サッカー場の芝整備方針について、人工芝による改修を行う方針としたため報告するもの。

２　経過

令和３年６月議会において、日本芝による全面張替えを行うための実施設計委託料を計上。審議の結果、修正動議により削除される。

以降、PFI 事業の中で民間事業者からの提案を待つこととしたが、令和５年１月に地元事業者の参画が十分に見込めないことから、PFI 事業による整備を断念した。

３　サッカー場使用の考え方（R3.6 月時点）

スポーツ少年団をはじめ、こどもや大人を問わずサッカーの日々の練習や町内チームが参加するサッカー場とする。また、サッカーのみならず、他種目、多世代が活用可能な施設として整備する。

４　美作市サッカー場視察結果（R5.9.4）

天然芝グラウンドは西洋芝（ティフトン）となっており、１日４時間以内の使用として制限を設けている。また、冬季はオーバーシードを施工し、使用可能としているが、９月中旬から１０月後半までは、養生期間として使用ができない。

天然芝グラウンドは、大会・イベント用として位置付けており、市民が通常使用する施設とはなっていない。人工芝グラウンドは、通年使用しておりプロリーグのチームも使用している。



人工芝グラウンド



天然芝グラウンド

５　サッカー場整備方針

視察結果及び令和４年度、５年度のサッカー場使用実績を踏まえ、上記のサッカー場使用の考え方を実現するためには、人工芝による整備が妥当と判断し、整備方針とする。

また、今年度中であれば JFA サッカー施設整備助成金が活用可能であることから、財源を確保するため、早急に準備にとりかかりたい。

４　今後のスケジュール案

事業内容	令和5年度							令和6年度						
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	～	2	3
1 予算		●10月臨時議会												
2 JFAサッカー施設整備助成事業						●交付申請								
3 スポーツ振興くじ助成事業						●交付申請								
4 設計業務			→					→						
5 整備工事											→		→	

人工芝と日本芝の比較

比較項目	項目詳細	人工芝	日本芝	備考
●環境面	マイクロプラスチック	△	○	人工芝：流出抑制対策を実施
	更新時廃棄物	△	○	人工芝：公共施設の通路等に再利用
●産業面	芝発祥の地	×	○	人工芝：他の公共施設（公園等）で天然芝利用を促進
	維持管理請負	△	○	
●健康面	膝などへの負担	△ 負担感あり	○	使用上の留意事項として注意喚起
	熱	△ +10℃	○	
	やけど	○ 可能性あり	○	
●運営面	使用時間	○ 制限なし	△ 4H／日	天然芝：R3.6議会時点では通年利用可としていたが
	養生期間	○ 制限なし	△ 冬期	R4,R5の利用実績を鑑みて評価を見直し。
●財政面	**イニシャルコスト**	**210,320千円**	**116,600千円**	
（財源内訳）	JFAサッカー助成金	45,000千円	0千円	人工芝：上限45,000千円　日本芝：補助対象外
	スポーツ振興くじ助成金	48,000千円	30,000千円	人工芝：上限48,000千円　日本芝：上限30,000千円
	過疎対策事業債	82,100千円	0千円	人工芝：町費117,320千円×0.7 日本芝：対象外
	純町費	35,220千円	86,600千円	
	ランニングコスト（10年間）	**11,550千円**	**48,147千円**	
（財源内訳）	純町費	11,550千円	48,147千円	
	更新コスト（10年間）	**100,000千円**	**0千円**	
（財源内訳）	社会資本整備総合交付金	50,000千円	0千円	人工芝：補助率1/2
	過疎対策事業債	35,000千円	0千円	人工芝：町費50,000千円×0.7
	純町費	15,000千円	0千円	
	事業費合計	**321,870千円**	**164,747千円**	
（財源内訳）	補助等	260,100千円	30,000千円	
	純町費	61,770千円	134,747千円	純町費差額72,977千円

※財政面の比較は、芝生整備に要する費用のみ（防球ネット・夜間照明の整備は人工芝、天然芝いずれの場合においても同額の費用を要するため）

９月５日からの大雨に係る対応状況等について

総務課

１　経過

日時		内容
９月６日	１０時００分	第１回町災害対策本部会議
	１０時０３分	大雨警報（土砂災害･浸水害）発表 第一配備体制
	１０時０８分	記録的短時間大雨情報（解析雨量約９０ミリ）
	１０時１５分	土砂災害警戒情報発表
	１０時１５分	避難所１箇所開設（分庁舎）
	１０時２６分	洪水警報
	１０時４５分	第２回町災害対策本部会議 第２配備体制
	１３時２０分	土砂災害警戒情報解除
	１４時３４分	大雨警報、洪水警報解除
	１５時００分	第３回町災害対策本部会議 第２配備解除
	１５時００分	避難所閉鎖

（２）避難状況

避難所名	避難者延べ人数	備考
役場分庁舎	０名	
合計	０名	

（３）被害の状況

ア　人的被害：なし

イ　物的被害：なし

（４）施設等への影響

【公共土木施設関係（９月１５日現在)】

被害内容	件数	規制内容	路　線　名
法面崩落	1	なし	町道高野線 被災延長Ｌ＝11m





【町道高野線の被災状況】

赤碕中学校自転車置場改築工事における産業廃棄物等の対応について

総務課・教育総務課

１　趣旨

赤碕中学校自転車置場改築工事において発生した、産業廃棄物等の対応及び今後の予定について報告します。

２　経過

4 月 5 日　　当初契約。契約額 12,518 千円

6 月 6 日　　瓦、木片、コンクリート殻が出土。土砂と合わせて産業廃棄物として処分。

6 月 16 日　コンクリート殻が出土。

8 月 22 日　コンクリート殻のふるい分け実施。

8 月 23 日　井戸及び燃え殻が出土。

9 月 5 日　　燃え殻の成分分析を依頼。

３　対応

項目	金額（千円）	備考
当初契約額	12,518	R5 当初予算
産業廃棄物処分等	4,147	9 月補正
燃え殻成分分析	165	既存予算で対応
燃え殻の撤去・運搬・処分 井戸の対応	見積中	成分分析結果に応じて適切な方法で実施する

４　今後の予定

・10 月上旬　燃え殻成分分析結果判明

（結果によっては 10 月臨時議会で補正措置または予備費対応）

・11 月 30 日　工事完成



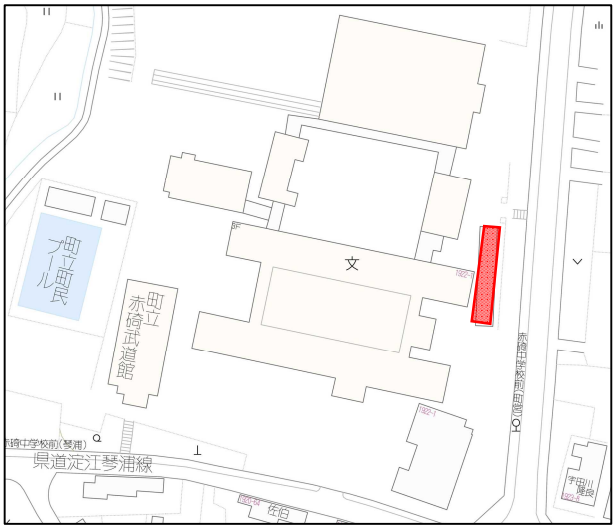
瓦、木片、コンクリート殻



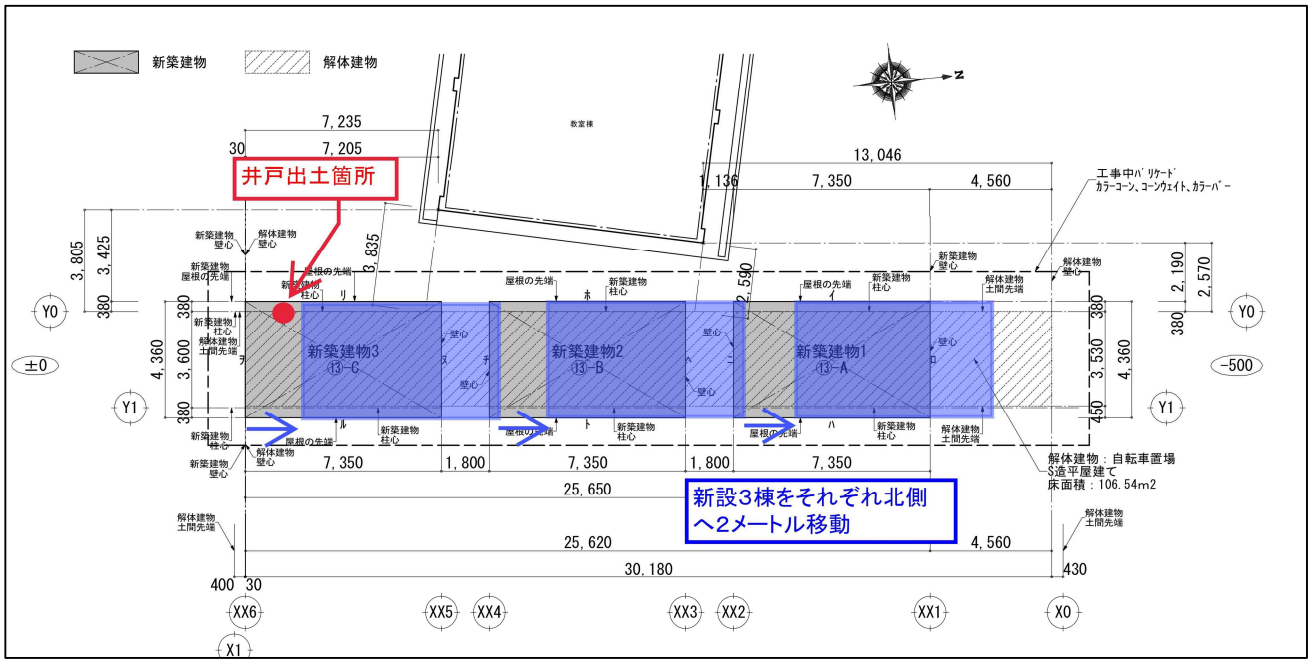
井戸



井戸（拡大）



位置図



平面図

複業人材の活用について

企画政策課
子育て応援課

優秀な複業人材と民間企業、地方自治体をつなぐマッチングプラットフォームを運営する㈱Another works と連携し、行政課題解決に向け複業人材を活用した取り組みを試験的に実施します。

また、今回の関わりを契機とし本町に魅力を感じ、受入期間満了後も関係人口、さらにはコトウラファンサポーターとして関わっていただける人材の創出を期待します。

１．連携企業
株式会社 Another works（アナザーワークス）〔東京都港区〕
「複業クラウド」を運営（人材のストック、マッチング実績多数）

２．複業人材受入期間
令和５年 10 月下旬～令和６年４月 30 日（半年間）

３．経費
無償対応（実証事業であるため）

４．複業人材の活用内容
・こども園の職場環境に関するアドバイス
・保育教諭離職防止に関する施策づくり

近年、保育現場の離職率は高く、町立こども園でも令和４年度末に保育教諭７名の退職がありました。課題の原因を解明し、保育現場の離職防止対策を講じるため、多様な知見と経験を持った「複業人材」の力を借りて、保育の現場をより良くする取り組みを進めます。

５．スケジュール
8 月 28 日(月)　実証事業に関する連携協定書締結
8 月 28 日(月)　複業人材公募開始
9 月 11 日(月)　公募終了
10 月上旬　選考
10 月中旬　就任式・業務開始
翌年 4 月末　業務終了・最終報告会

ＪＲ浦安駅について

企画政策課

１　浦安駅跨線橋の劣化状況について（9/7、JR 聞き取り）

（１）跨線橋の劣化状況

・　海風の影響もあり、跨線橋全体に錆による腐食が広がっている。

・　劣化度については毎年点検を行っている。浦安駅の跨線橋の劣化度は、平成 30 年には社内基準で５段階の**「４」**に該当している。

※赤碕駅跨線橋も現在**「４」の状態**

「５」：使用停止、撤去が必要な状態　「４」：安全に使用できる中で劣化が一番ひどい状態

・　JR 西日本米子支社が管轄する山陰エリアの跨線橋で最も劣化している状態にあり、利用者の安全を確保するため、早急に取組む必要がある。

（２）浦安駅を先行する理由

・　跨線橋の腐食範囲が広く、また構造を支える鉄骨部分の腐食が進むなど、修繕での対応が限界となっている。

・　財源および特に人的施工能力の継続的な確保が困難な状況が見込まれる。

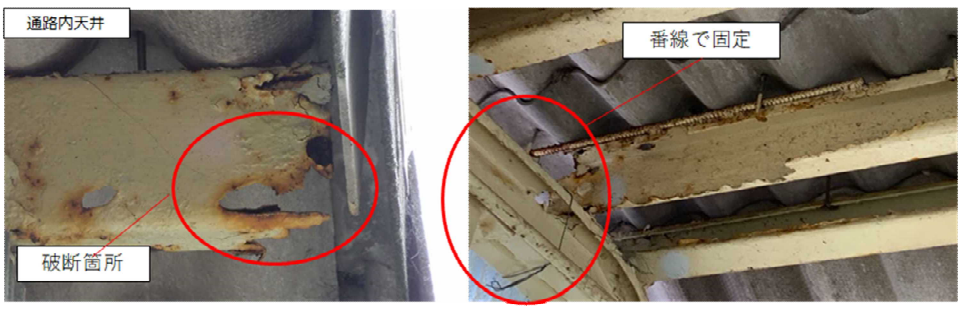
・　浦安駅、赤碕駅の両駅とも駅舎簡素化の対象となっている中、これまで赤碕駅について先行して話合いを行ってきた経過があり、浦安駅はその後と考えていた。

・　このままでは、台風などで被害が生じた際に跨線橋の使用を中止する事態も想定されるため、現段階で対応すべきものと判断した。

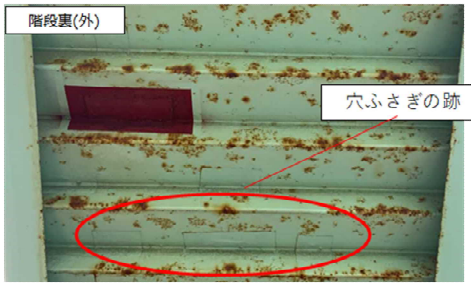
〔劣化状況写真：JR 提供〕



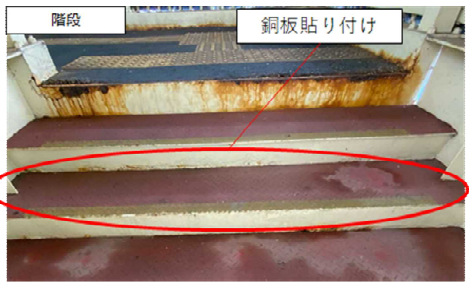
劣化程度：4
状態：全体的に錆が発生し、構造の支えとなる部分やボルト部分に腐食が進んでいる



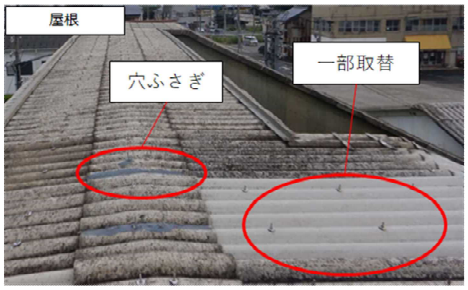
劣化程度：4～5（番線対応前）
状態：屋根を支えている鉄骨の腐食および鉄骨と屋根を止めるフックボルトの腐食がすすみ破断しているため、一部番線で固定している



劣化程度：4
状態：全体的に錆が発生し腐食しているため、穴をふさぎ塗装している



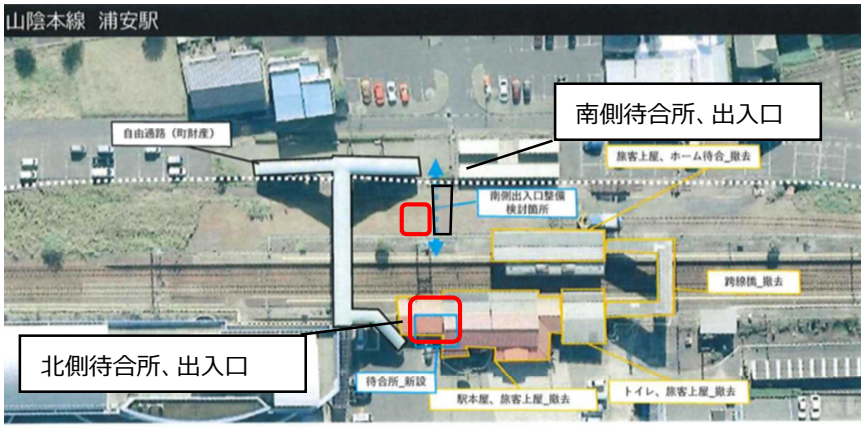
劣化程度：5（銅板貼り付け前）
状態：元の板に穴が開いているため、縞銅板を貼り付け





劣化程度：4
状態：幅木に錆が発生し腐食が進行し、部材欠損

2　整備方針（案）

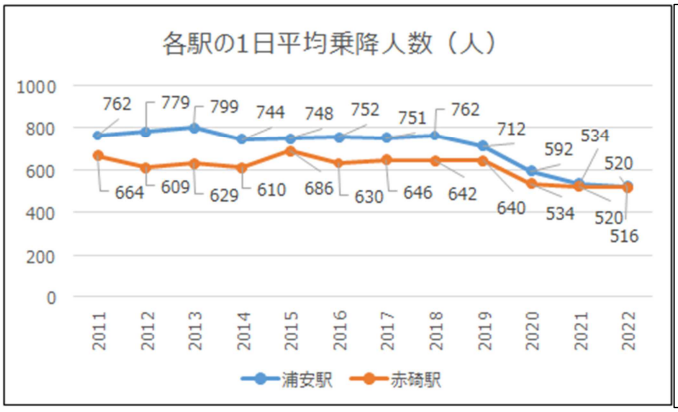






・北と南に出入口を設置し、両側から進入可能とする。
・両側に待合所、出入口を設置することを JR と調整中
・R6 上期
　詳細設計
・R6 下期～7 年度
　実施工事

3　参考（各駅の１日あたり乗降人数）



・少子化の進行により駅乗降人数は減少傾向にある。
・2020 年にはコロナ禍の影響により乗降人数が大きく減少し、その後回復していない。
・赤碕駅は、琴の浦高等特別支援学校の通学利用があるため、利用者減少が抑えられている。

台湾台中市日南中学校および大甲区表敬訪問について

企画政策課
教育総務課

１　概要

鳥取県と台中市は友好交流を締結しており、５周年を迎え更なる友好関係の発展と交流の活性化が推進されている。琴浦町においても台中市内の中学校との交流を検討しており、実施に向けて台中市日南中学校および中学校所在地の大甲区へ表敬訪問を行った。

２　訪問内容

期間　　８月２７日（日）～２９日（火）

8/28　鳥取県と台中市の友好交流５周年記念式典
　　台中市日南中学校および大甲区へ表敬訪問

訪問者　　福本町長、河原教育長

（１）鳥取県と台中市の友好交流５周年記念式典出席

鳥取県は２０１７年に台中市と観光交流協定を、２０１８年には友好交流協定を締結し、幅広い分野での交流を促進している。

県と台中市との友好交流が５周年を迎えたことを祝い、台中市役所で式典が開催され、町長、教育長が出席した。



式典の集合写真





台中市･盧(ろ)市長へ挨拶

（２）台中市日南中学校表敬訪問

琴浦町では多文化理解とグローバルな人材育成を目的に、町内の中学生と県の交流先である台中市の中学生との交流を検討しており、県を通して交流先として紹介があった日南中学校への表敬訪問を行った。

日南中学校は、全校生徒 825 名、校内の面積が 4.19 ヘクタールの大規模校。校内には競輪場があり、競輪チームは国内１位の成績を修めている。

日南中学校は交流に非常に積極的で、鄭（てい）校長から日南中学校の国際交流の取り組みや、日南中学校が琴浦町の中学生を受け入れる際のプログラム等について説明を受け、相互訪問による交流の実現に向けて協議を行った。



鄭（てい）校長



プレゼンテーションの様子



学校でオーギョーチー作り体験

（２）大甲区表敬訪問

大甲区は農業が盛んで、特にタロイモは台湾随一の特産。タロイモで作ったタロイモケーキ（焼きまんじゅう）も有名。また、梨の生産地でもある。

また、毎年旧暦の３月には大甲区で祭られている大甲媽祖（女性の神様）のお祭りがあり、台湾全国から多くの人が集まる。

大甲区公所を訪問し、区内にある日南中学校との交流について協力をお願いした。



大甲区公所で歓迎の横断幕





大甲区・顔（がん）区長

３　今後について

中学生交流について、日南中学校と琴浦町内の中学生との交流に向け、双方で協議しながら、来年度交流実施に向け具体的な調整を進めていく。

また、大甲区との行政間交流についても、今後検討していきたい。

まちづくりモデル事業の効果検証と今後の方針について
（古布庄地区・安田地区・以西地区）

企画政策課・社会教育課

１　要旨

地域の身近な課題に自主的に取り組むことを促し、住民参画による協働のまちづくりを推進するため、現在、モデル事業として行っている住民組織（協議会）による運営について効果検証を行い、次年度に向けた地域づくりの取り組み方針を示す。

２　モデル事業実施状況

令和４年度～　古布庄地区
令和５年度～　安田地区、以西地区
※各地区の活動報告については別紙のとおり

３　効果検証

・　住民が主体的に意見を出し合うことができ、住民意見を取り入れた魅力ある地域づくりが進んだ。
・　住民から出たアイデアを素早く実現することが可能となった。
・　公民館と協議会がそれぞれ実施していた事業について、事業開催時期の重複や類似した事業の統合が進み、効果的な地域活動が可能となった。。
・　これまで地区内で個別に活動してきた住民団体同士の連携が生まれた。
・　個別の集落での活動では解決できなかった地域全体での取り組みが可能となった。
・　役員任期を複数年とすることにより継続的に活動できる仕組みが整った。

４　令和６年度に向けた方針

・　各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める。
・　協議会が主体となり、社会教育と一体化した地域運営事業を実施することを条例で明確に位置づけ、地域住民が自ら行う地域づくりを推進する。
・　協議会を地域づくりをすすめる住民団体として位置づけ、行政との協働を明確にすることで、人的・財政的支援を担保し、持続可能な地域運営につなげる。
・　上記の方針や、これからの地域づくりの在り方、必要な条例案等について教育委員会、社会教育委員会、議会等との意見をふまえた上で１２月議会での上程を行う。
・　令和６年度からは、モデル事業実施３地区について地域づくり事業として交付金を支出し、協議会よる地域運営を継続する。
・　スケジュール案
　１０月～　勉強会　　教育委員、社会教育委員、町議会議員
　１２月　条例案上程

【古布庄地区】

資料

■経緯

古布庄地区では、令和４年２月に新たな住民組織「古布庄まちづくり協議会」を設立。令和４年度から古布庄地区公民館と旧古布庄保育園を拠点に、これまで地区公民館が担ってきた社会教育活動に加えて地域づくり活動も含めて運営を開始した。

■活動内容

モデル事業初年度には町民運動会を誰でも参加しやすいレクリエーションやゲームに変更し「ふれあい交流会」として実施。また、一向平で話題になっているサウナを一度体験してみたいという住民の声をきっかけに、住民の手で芝生化した園庭を活用し、新規事業サウナ体験会を実施するなど新事業に取り組んだ。

協議会役員の研修として視察研修も実施。米子市永江地区の住民運営ストアやカーシェアによる共助交通の取り組みを学んだ。

令和５年度の新たな試みとして、今まで秋に行っていた古布庄まつりを夏の夜祭りとして開催。地区内外からたくさんの子ども連れの参加もあり、賑やかで、「楽しかった」という声が多数あった。

拠点となる施設森の楽園で常設フリマとして使用していた部屋をプレイルームとしてリニューアル。健康マージャンやキッズルームとしての利用などが可能となり大人も子どもも気軽に立ち寄れる施設となった。

そのほか、以前からの活動を継続して百歳体操を週２回実施し、高齢者の健康状況の確認や交流を促進し、家族の安心にも繋がっている。

■効果検証

協議会への移行により部会制で事業を検討することで地域住民が意見を出しあって、これまでの地域事業を現在の地域にあった形に変えながら事業を推進している。また、交付金の一括交付での活動が可能となり、住民から出たアイデアを素早く実現できるメリットもあった。役員を２年任期とすることで継続性のある取り組みも可能となった。

その他に、これまで単体で活動してきた団体（区長会、消防団、女性会など）の代表者にも各部に加入してもらい、活動状況や地域課題の共有や情報交換、話し合いができるようになった。



【古布庄サウナ体験会】


【ふれあい交流会】


【古布庄夏まつり 2023】

【安田地区】

資料

■経緯

令和５年２月にこれまで活動してきた安田地区振興協議会が解散し、新たに「安田地域づくり協議会」を設立。４月からモデル事業により活動を開始した。

安田地区では新組織設立前に全部落で説明会を行ったほか、住民ワークショップを開催することで住民意見をしっかりと聞きながら新組織を立ち上げた。

■活動内容

全部落での説明会や住民ワークショップの住民意見の中からヒントを得た活動として「安田むらづくりサポーター制度」がある。登録したボランティアが特技を活かして地域行事の運営補助や講師を行ったり、地域住民の困りごとを解決するもので、現在３０人がボランティア登録を行っている。この制度に登録したボランティアが主となり新事業「ボードゲーム体験会」も始まった。

４月には「五十年後の安田をまちづくってみませんか」と題し、住民参加ワークショップを開催、今後の安田地区の活動について様々な意見交換を行った。活動のヒントとなる地域の声を集めたほか、旧安田小施設改修の参考意見としても大切にしたい。

７月には旧安田保育園で「わくわく体験交流会」を開催。前日から、安田地域づくり協議会の事務局とふれあい地域づくり部、健康福祉部が、会場となる旧安田保育園の草刈りや掃除、準備などを実施。交流会では、「ものづくり体験」「魚のつかみとり」等の催しを行い、子どもから大人まで楽しく参加した。

同じく７月に安田地区一斉防災訓練を実施。今回初めて行ったこの事業では安田地区全体から１２０人の参加で震度６強の地震を想定した避難訓練を行い、その後防災講演会や非常時の食体験も行った。地域全体での取り組みを大切にしたいという思いから、今後の新規事業として安田地区一斉清掃の実施も予定している。

８月は「ワイワイ祭り in やすだ 2023」を開催。屋台出店のほか、紙飛行機飛ばし、早食い大会、抽選会等のイベント、白鳳太鼓や神楽などのステージ催しも行った。

この他、これまで安田地区振興協議会が行ってきた「ふれあい食堂」や「助け合い交通ことうら」等の地域課題に特化した事業も継続して実施している。

■効果検証

モデル事業の実施により、これまで別々で活動してきた住民組織に連携が生まれ、協力体制がとりやすくなった。防災訓練や一斉清掃のような安田地区全体で地域課題に取り組む事業も新たに始まった。


【一斉防災訓練】


【ワイワイ祭り】


【魚つかみとり】

【以西地区】

資料

■経緯

以西地区では以西地区振興協議会が５年前から活動を継続しており、令和５年度からは地区公民館運営協議会と協議会の組織連携を強める形をとり、モデル事業を実施している。住民組織として継続的に活動を行ってきていることから、これまでの地区公民館で行ってきた生涯学習事業と、振興協議会で行ってきた地域づくり事業をミックスしながら事業を推進している。

■活動内容

まちづくりに関係する事業として、年間を通じて「軽トラ市」を開催。地元の農産物や手作り食品等の市場を定期的に開催し、地域内の交流や経済循環を図っている。

８月にはいさい夢まつりを４年ぶりに開催。９店舗の屋台出店やフラダンス、バンド演奏等のステージイベントのほか、「以西おどり」を参加者で踊る時間も設定し、夏の賑わいづくりと地元の伝統文化に触れる機会にもなった。

この他「たけのこ堀り＆わらび採り」「以西歴史探訪」「以西小学校クリーン作戦」等、振興協議会の地域づくり事業を継続している。これらの事業では地元の方の特技を活かして講師となったり、地域のシンボル的施設への愛着を育む形での事業推進を行っており、以西地区の住民参画による地域づくり事業となっている。

公民館と協議会事業の統合と新事業の立ち上げにもつながっている。これまで実施時期や内容が重複していた「ナイトウォーク」と「ほたる鑑賞会」事業のあり方を見直したほか、今年度新事業の立ち上げも予定しており、以西小学校の行事として行っていたセカンドスクールを振興協議会の運営で復活させる計画となっている。

■効果検証

以西地区では、公民館事業と振興協議会事業が融合することで、これまで相互で類似していたり時期が重複していた事業の整理や、組織の一本化による役員の固定化の解消につながっている。役員の再配置により事業に対する意見の吸い上げもしやすくなった。







琴浦町地域づくりの方針　（令和５年6月常任委員会資料）

地区公民館を基軸として 地域づくり及び地域の課題解決に取り組む

● **各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める**

①地区公民館による地域運営

→公民館を中心として、住民を巻き込んだ主体的な地域振興を推進

・Ｒ７年度末全地区一斉のセンター化（住民組織による地域運営）は修正し、各地区の状況に応じて支援
・各種サークル活動やボランティア活動等、地区内の様々な住民団体の活動を支援
・公民館における社会教育事業を発展させ、地区住民の主体性と全体の機運が高まれば、協議会等の立ち上げを支援

↓ 住民組織による地域運営に移行可能

②住民組織による地域運営

→ 住民組織による主体的活動（生涯学習、地域振興等）を推進

・「まちづくり協議会条例」等、住民組織活動の根拠となる規程を整備
・人的支援（館長、主事の配置）、財政的支援（交付金等での活動費）を継続
・公民館は残すが、施設名は愛称でも可とし、親しみやすい地域の拠点を目指す

スケジュール

5月　公民館長・主事会で説明
6月　社会教育委員会等で公民館のあり方協議
　　議会への説明
9月　モデル事業の効果検証、議会報告
12月　必要条例等の議会上程
　　各地区の実態に即した地域運営実施
　　・モデル事業実施地区　→ 住民組織による地域運営実働開始
　　・地区公民館による地域運営地区 → 地区公民館の地域運営継続しながら住民参画を推進

「琴浦町まちづくり組織条例（仮称）」の制定

※行政と協働して地域づくりを推進する住民組織を条例に位置づけることで、人的・財政的支援を担保し、持続可能な地域運営を行う

●条例の内容

■組織の役割

・町と協働して地域づくりを推進する組織であること。
・地域の活性化及び地域の課題の解決に自主的かつ主体的に取り組むこと。
・まちづくり組織相互に情報交換及び連絡調整を図ること。

■要件

・原則区域の全ての自治会が参加し、区長が運営に参画する組織であること。
・当該区域の住民の全てが加入できること。
・目的、名称、区域、所在地、会員資格、意思決定機関等を明記した規約に従い運営すること。
・役員や代表者を民主的に選出、民主的で透明性のある組織であること。
・地域づくりの目標となる「地域ビジョン（仮称）」を策定し、それに基づき活動すること。

■認定

・町は要件に該当する組織をまちづくり組織として認定する（１地区に１団体）。

■事業

・社会教育法第22条に規定する事業、住民自治・住民主体のまちづくり活動推進、地域福祉、地域防災、人権啓発、その他
・活動の制限（宗教、政治、特定の公職候補者・政党）

■町の支援

・まちづくり組織に対し人的・財政的に必要な支援を行い、組織の自主性自立性を尊重

●その他

・まちづくり組織の活動拠点は地区公民館とする。
・まちづくり組織への指定管理は、行わない。
・施設名は愛称でも可とし、親しみやすい地域の拠点を目指す。

ごみ分別回収の実証実験について

町民生活課

１　趣旨

生ごみとプラスチックごみの分別回収に係る実証実験に参画する集落を募集し、７月から８月まで５集落が取組んだ。今後、実証結果を取りまとめ、次年度以降の検討材料とする。

２　経過

令和５年４月～６月　　実証実験の参画集落を募集・事業説明
６月～　　収集業者や搬出先（ＪＡ・リサイクル事業者）との調整
７月～８月　　実証実験の実施

３　実施概要

（１）参画集落の概要

集落名（地区名）	参画世帯・人数	全体世帯数	収集日		収集箇所数	実験開始日	生ごみ収集量(kg)
			生ごみ	プラ			
宮木（以西）	14・33	19	月・木	月	1	7/3	321.0
国主（成美）	集計中	19	月・木	月	1	7/3	577.2
梅田（安田）	11・30	14	水・土	水	1	7/5	232.9
下伊勢東（浦安）	集計中	55	火・金	火	2	7/11	203.6
湯坂（安田）	集計中	39	水・土	水	2	7/19	566.0
計	集計中	146			7		1,900.7

（２）収集状況

＜生ごみ＞





＜プラスチック＞

４　今後のスケジュール（案）

令和５年　９月～１１月　各集落での意見交換会や集落代表者・収集業者・ＪＡ等との検証
１２月　　検証結果と今後の方針を議会へ報告

琴浦 とととのうら フェスタ 2023

入場・参加無料！
（一部有料）

親子で、家族で楽しもう！

琴浦グルメが勢ぞろい！

10月7日（土）10:00～15:00

会場 琴浦町東伯総合公園（東伯郡琴浦町田越560）



とととのうらマルシェ！

10：00 ～ 15：00

琴浦のおいしいものが勢ぞろい！

大人気の大山乳業や牛骨ラーメン、蒲鉾といったメニューが盛りだくさんの『とととのうらマルシェ』を開催！
当日はどなたでも入場可能！ぜひこの機会に、とととのうらマルシェにお越しくださいませ！



ワークショップ！

親子・家族で楽しもう！



【モルック体験】
フィンランド発祥のスポーツ！
老若男女問わず楽しめます
［時間］10：00 ～ 15：00
［人数］随時募集

【似顔絵コーナー】
似顔絵コーナーの紹介〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇●●
［時間］10：00 ～ 15：00
［人数］随時募集

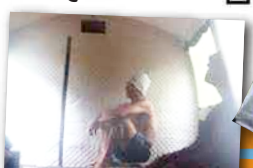
【段ボール太鼓ワークショップ】
韓国の伝統楽器を模したダンボールで
韓国伝統のリズムを叩いて演奏を楽しもう！
［時間］10：00 ～ 14：00
［人数］先着 25 名（対象：小学生 親子参加可）



＼同時開催／

当日は『琴浦グルメ de めぐるウォーク』や
一向平キャンプ場『Nature Sauna』の
テントサウナイベントも同時開催！
サウナイベントの申込みは右記の QR コードから！







防災フェス！

10：00 ～ 15：00

大人も子どもも楽しく楽しめる防災フェス！
日頃みることのできない起震車での地震体験
など、防災について楽しく学ぼう！



※琴浦グルメ de めぐるウオークは当日参加はできません。また、テントサウナイベントは定員がございます。詳しくは SNS をご確認ください。

■主催 認定 NPO 法人未来　■共催 琴浦町

■協力 琴浦町商工会、琴浦町観光協会、鳴り石の浜プロジェクト
宝製菓㈱、㈱チュウブ、馬野建設㈱、大谷酒造㈱
NPO 法人塩谷定好フォトプロジェクト

≪出店協力≫（順不同）
㈱一向平キャンプ場、牛骨ラーメンたかうな、㈲山本おたふく堂、
大山乳業農業協同組合、クラカフェ、てっぱんりょう、みなとガーデン
㈲あぶい蒲鉾、赤碕町漁業協同組合、cafe iifukei、鳴り石カフェ、
㈲高塚かまぼこ店、カイロプラクティックビューティー TEAM TTB など

お問い合せ 認定NPO法人 未来 認定 NPO 法人未来
〒682-0826 鳥取県倉吉市東仲町 2571
E-mail civic@npo-mirai.net
TEL 0858-24-5725
FAX 0858-27-0101

令和５年度　琴浦町人権フェスティバルについて

人権・同和教育課

１　概　　要

コロナ禍により、孤独・孤立の問題が顕在化している。現在、単独世帯が年々増加しており、2040 年には約 40%に達すると予測されている。特に 65 歳以上の単独世帯数の増加が顕著である。

鳥取県では、令和４年度に「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え合い社会づくり推進条例」を制定し、令和５年７月には孤独・孤立対策課が立ち上がった。

琴浦町でも人権施策基本方針の 17 項目の分野別施策の推進の中で新たな人権問題として、今年度は「中高年のひきこもりの方の人権」をテーマに取り組んだ。

２　内　　容

（１）日　時　　令和５年７月 23 日（日）　13：00～16：00

講　演　　「生き延びる手段としてのひきこもり
～8050 問題とこれからのまちづくりを考える～」

講　師　　ぼそっと池井多さん（ＶＯＳＯＴ主宰）

（２）参加者　　163 名（会場：91 名・アーカイブ配信：72 名）

３　事業効果等

・会場参加者の年代は 20 代から 40 代が昨年と比較し 12%増加した。
・会場のアンケート回収率は昨年と比べ 25%上回った。
・９割以上が関心や理解が深まったと回答している。
・今回は親子で参加できるよう別会場を設け、オンラインで聴講できるようにした。
・町外者の参加もあったが、今回は県外からの参加者があった。

４　参加者の感想（アンケート回答より抜粋）

・ひきこもり＝家から出ないことと思っていたが、違うことが認識できた。ひきこもりに対する支援も多くあることが理解できた。
・ひきこもり当事者の気持ちがよくわかった。支援者側は支援してあげたいと思うけれど、当事者が望んでいなかったり当事者が望んでいることを引き出せなかったりすることが多い理由に納得した。

「琴浦町差別事象等対応マニュアル」の改定について

人権・同和教育課

１　改定の趣旨

琴浦町では、差別や人権侵害に関わる出来事に直面した時に、町職員としてどのように対応すればよいのかを示した「差別事象等対応マニュアル」を作成している。

このたび、「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」に基づき改定を行う。併せてよりわかりやすい内容となるよう見直しを行い、全職員が活用できるマニュアルとしていく。

２　主な改定内容

（１）「各課対応版 対応手順」の作成

差別発言・行為、差別落書きが発生した場合、現場の職員が最初にどのような行動をとればよいのかを示す、「各課対応版 対応手順」を事象ごとに作成。差別事象の初期対応について、職員が落ち着いて速やかに対応できることを目指す。

「各課対応版 対応手順書」は、各課の見えやすい場所に掲示し、日頃から確認できるようにする。

（２）「差別書き込み対応要領」の作成

これまでは、差別落書きと兼ねた要領としていたが、増え続けるネット上での差別書き込みに対応するため、「差別書き込み対応要領」を新たに作成。報告様式についても、「差別落書き発生状況報告書」と「差別書き込み発生状況報告書」を新たに作成。

（３）当事者へのケアについての内容を追加。

差別事象対応の中で、当事者を置き去りにした対応にならないよう、経過等について丁寧な説明を行うとともに、当事者の心の痛みに寄り添い、心の傷のケアを行うために相談支援を行うこと、また、心身に支障が生じた場合は、専門医療機関等につなげることを記載。

（４）会の名称変更

会の内容や業務等をわかりやすくするため、現在の「琴浦町人権啓発検討会議」から「琴浦町差別事象検討委員会」に変更する。

（５）委員構成の変更

様々な人権問題の差別事象を想定し、関係団体からの参加について「対象となる差別事象の関係団体等」に変更。

３　今後の予定

（１）職員研修の実施

改定後のマニュアルについて、全職員を対象とした職員研修を行う。

開催予定時期（１０月～１１月）

差別事象等対応マニュアル

琴　浦　町

（平成１６年　１月制定）
（平成２２年１２月改定）
（平成３０年　３月改定）
（令和　２年　４月改定）
（令和　５年　９月改定）

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

１　人権とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　差別とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４　町職員の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

差別事象対応要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
差別事象の対応手順(各課対応版)・・・・・・　・・・・・・・・・・　５
差別事象の対応手順(全体図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

差別落書き対応要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
差別落書きの対応手順(各課対応版)・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
差別落書きの対応手順(全体図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

差別書き込み対応要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
インターネット等への差別書き込み対応手順(各課対応版)・・・・・　１４
インターネット等への差別書き込み対応手順（全体図)・・・・・・・　１５

被差別部落に関する問合せ対応要領・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
被差別部落に関する問合せへの対応手順・・・・・・・・・・・・・・・　１８

差別事象等に関する課題解決に向けた方策の推進・・・・・・・・・・　１９
差別事象等の事例分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
琴浦町差別事象検討委員会要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
差別事象発生状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
差別落書き発生状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
差別書き込み発生状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

は　じ　め　に

町が行う全ての業務は、町民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。

本町では、差別事象の発生時に町職員としてどのように対応すればよいのかを示した「差別事象等対応マニュアル」を作成しています。差別や人権侵害に関わる出来事に直面した時に、職員一人ひとりが、差別に気づき冷静に適切な対応を行い、差別の解消につなげていけるよう、このマニュアルを活用してください。

１　人　権　と　は

人権とは、「人間の尊厳」に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。誰もが、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。このため、一人ひとりが自分の権利だけではなく、他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使にともなう責任を自覚し、人権を相互に尊重し合うことが重要です。

さらに、人権は、単なる概念ではなく、法（憲法、法律等）で守られる個別の権利（生きる権利、考える自由、表現の自由、公正な裁判を受ける権利、人にふさわしい生活を求める権利、人として大切にされながら働く権利、教育を受ける権利等）の集まりです。人権を守り、人権のための法律を作り、制度を整えるのは国の責務とされています。

本町では「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」を制定し、町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、町と町民の協働による、すべての人の人権が尊重され、多様性を認め合い共生する、差別のないまちづくりの実現を目指します。

２　差　別　と　は

差別とは、本人の努力によってどうすることもできない事柄に対して、客観的な事実や合理的な根拠に基づかない偏見や差別意識等によって、その人の自由や権利を無視する、侵害する等、不平等で不利益な扱いをすることをいいます。人間としての誇りや尊厳を踏みにじる不当な行為であり、許しがたい社会悪です。

３　基本的な考え方

私たちは、差別を「許さない」「なくしていく」立場で行動します。そのためには差別事象を決して見過ごしたり、放置したりすることなく、引き続き差別撤廃に向けた取り組みの一層の充実強化に努めることが必要です。

本町では、これまで人権尊重を町政の基軸とした諸施策を総合的に推進してきました。

このような取り組みにより一定の成果がみられますが、依然として部落問題、子ども、高齢者、障がいのある人等の人権課題が存在しており、差別事象も学校教育現場、地域社会の中で発生しています。

平成２８年には、「障害者差別解消推進法（４月１日施行）」、「ヘイトスピーチ対策法（６月３日施行）」、「部落差別解消推進法（１２月１６日施行）」が施行されました。この３つの法律には、差別のない社会を実現するために必要な施策の推進、相談活動の充実、教育・啓発の推進が定められ、国及び地方公共団体の責務が明確にされています。

このように、人権が確立された社会の実現に向け、私たち町職員の果たす役割はより重要性を増しています。差別発言・差別落書き等の差別事象が発生した場合には、迅速で適切な行政対応を行うことが必要です。

４　町職員の責務

町が行う全ての業務は、町民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。町職員は、様々な人権問題を解決する責任を担っており、地域社会においても、人権・同和教育及び啓発の推進者としての積極的な役割が求められています。

（１）町職員としての自覚

時間内はもとより勤務時間外であっても、差別的言動に出会った場合、その非を指摘し注意する等、適切な対応が行えるようにしなければならない。

そのためには、日ごろから、研修会等に積極的に参加し、様々な人権問題に対して正しい認識を深めるとともに、日常生活の中で差別や人権侵害に関わる出来事に接した際、直感的にその出来事はおかしいと思える感性と、適切な対応がとれる態度の形成など、豊かな人権感覚を身につけるように努めなければならない。

（２）地域での指導的役割

地域住民の一人として、地域での懇談会等に進んで参加し、町職員として指導的役割を果たせるよう努める。

（３）行政分野での適切な対応

事象発生の際には、その事象に関係する主管課（施設主管課）が直接の対応窓口となるが、すべての職員が責任を持って適切に対応しなければならない。

（４）民間委託業者または指定管理者への周知

指定管理施設において事象が発生した場合についても同様の対応ができるよう、施設の主管課は管理者に周知を行わなければならない。

差　別　事　象　対　応　要　領

（差別発言・行為）

１　差別事象の発覚及び相談・通報を受けた場合の対応について

（１）速やかな事実確認【初期対応】

① 聴き取り内容等

聴き取りを行う場合は、必ずメモを取り、聴き取り内容に間違いがないか本人に確認する。聴き取り内容は次のとおり。

（ア）共通して聴き取ること

・日時
・具体的な場所（差別された人と発言（行為）者との位置関係を含む）
・差別された人の住所・名前
・発言（行為）者の住所・名前
・差別された人と発言（行為）者との関係（人間関係を含む）
・発言（行為）内容
・発言（行為）の前後の状況
・周囲に人がいた場合は、その人の対応状況
・その他必要な内容

（イ）発言（行為）者

・「動機や背景」を聴き取る。

（ウ）その他

・不明なことがある場合には、再度聴き取りを行うことを告げておく。

② 町民等から相談・通報があった場合

（ア）相談者・通報者からの聴き取り

相談・通報を受けるとき、来庁された場合は別室を設け、複数人で対応する。電話の場合は、メモを取り記録する。

相談者または通報者が、差別された人以外の場合は、速やかに当事者から内容の聴き取りを行う。その場合は、主管課と人権・同和教育課の複数人で出向く。

（イ）発言（行為）者からの聴き取り

速やかに差別的言動をした人から内容の聴き取りを行う。その場合は、主管課と人権・同和教育課の複数人で出向く。

（ウ）現場の確認（場所が特定しにくいとき等必要に応じて）

差別事象発生現場の確認を行う。必要があれば、写真を撮る。

差別された人と発言（行為）者との位置関係を確認する。

必要があれば、現場の管理者等から状況を聴き取る。その場合、差別された人と発言（行為）者のプライバシーの保護に注意する。

③ 職員が差別発言（行為）の場に居合わせた場合（勤務時間外も含む）

発言（行為）が間違いであることを指摘し、なぜ間違いであるかを説明する。速やかに上司に報告する。聴き取り内容に基づき、事実のみを文書にまとめる。

④ 民間委託先及び指定管理先で差別事象が発生または相談・通報を受けた場合

施設の主管課に報告を行い、主管課と連携を密にしながら①～③と同様に対応する。

（２）人権・同和教育課への報告

差別事象の発見、または相談・通報を受けた場合、その情報を速やかに人権・同和教育課へ報告する。人権・同和教育課は主管課と連携を取りながら対応する。

人権・同和教育課は、町長・副町長・教育長に報告する。

（３）関係団体への連絡

人権・同和教育課は、報告を受けた後、直ちに関係団体へ差別事象の状況を連絡する（差別事象の内容によっては、関係する主管課が団体への連絡をとる）。

２　当事者へのケアについて

差別をされた人（当事者）に対し、差別事象の対応状況等について連絡を行うとともに、心の傷のケアについて、文化センター職員が当事者に寄り添い、相談支援を行う。また、心身に支障が生じている場合は、関係課と連携し適切な専門機関等につなげる。

３　差別事象の報告について

人権・同和教育課は、差別事象の事実関係、事象発生後の対応の経過（時系列で記載）・問題点・課題・背景等を文書にまとめ、県人権・同和対策課及び県人権教育課、中部総合事務所 地域振興局 中部振興課へ報告する。

４　分析・検討について

人権・同和教育課は、琴浦町差別事象検討委員会を開き、差別事象の背景や対応状況を分析し、今後の効果的な対策や啓発方法等の検討を行い、再発防止に努める。

（各課対応版）

差別事象（差別発言・行為）の発生

職員がその場にいた場合は、間違いを指摘する。

差別をされた人・町民等からの相談・通報

①　初期対応　正確な聴き取り（全課が対応）

・初期対応として、速やかに聴き取りを行い記録を残す。
日時、場所、発言（行為）の内容、相談・通報者の名前、連絡先等できるだけ詳しく聴き取りを行う。

・対面の場合は、複数人で対応する。

速やかに人権・同和教育課に連絡

②　事象の事実確認（人権・同和教育課、主管課が対応）

・聴き取り内容を元に、関係者等への聴き取りも行い事実確認を行う。

・差別事象発生現場の確認を行う。

③　対策等の協議（人権・同和教育課、主管課が対応）

・人権・同和教育課と連携を取り、対策等を協議し対応する。

④　関係団体への連絡（人権・同和教育課または主管課が対応）

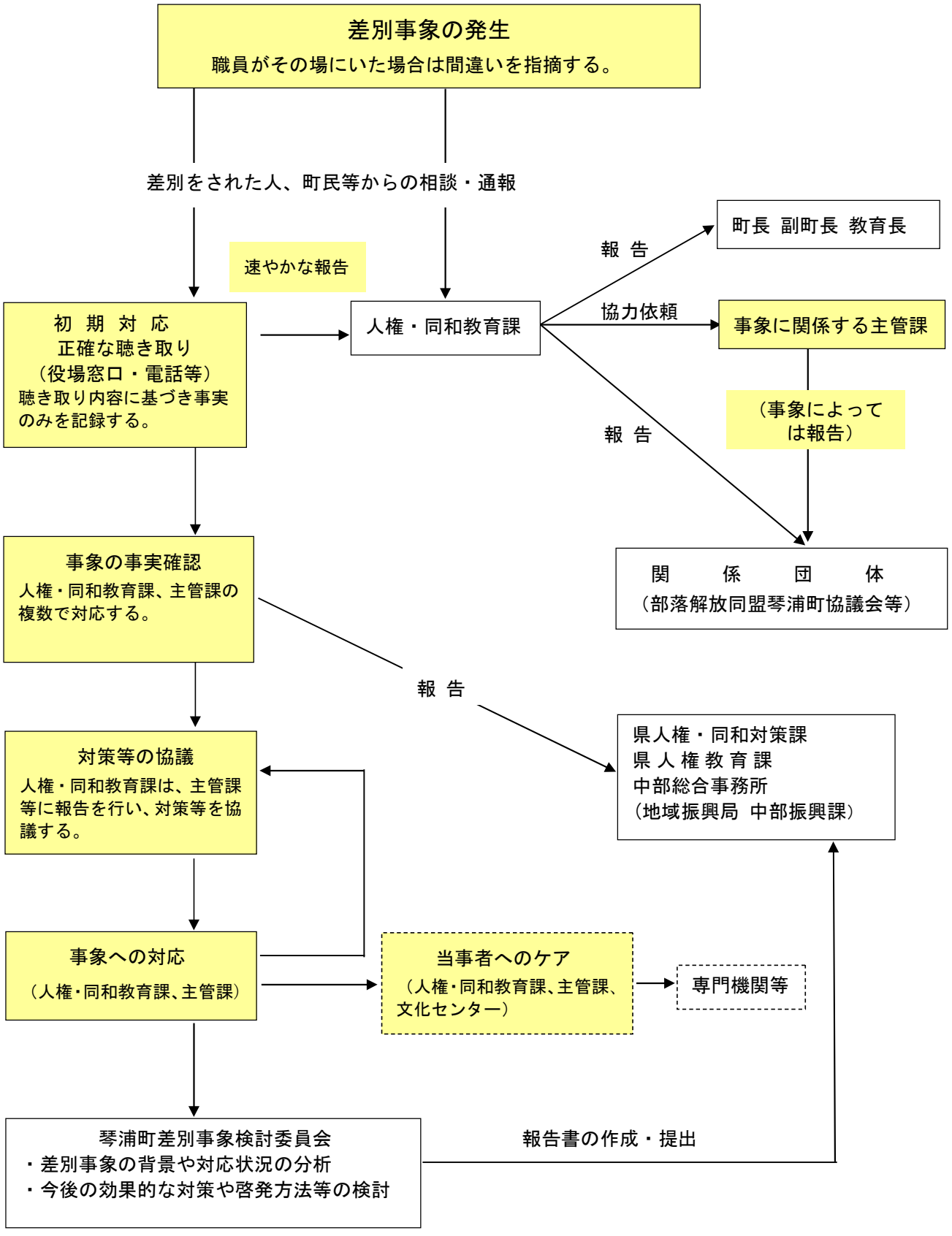
・差別事象の内容によっては、関係する主管課が関係団体への連絡を行う。

※主管課は、様々な人権問題の差別事象を想定し、発生した差別事象について、その問題に関わる課が主管課になります。

差別事象の対応手順（全体図）

（差別発言・行為）

※黄色部分は、「各課対応版」に掲載している人権・同和教育課以外の部署も関わる部分。



差 別 落 書 き 対 応 要 領

差別落書きとは、偏見や差別に基づき、人の心を傷つけたり侮辱する言葉等を用いた落書きをいいます。このような行為は見た人に、新たに差別意識を植え付け、差別を助長・誘発することにつながる極めて悪質な許されない行為です。

１　差別落書き等（判別しがたいものを含む）を発見、または通報を受けた場合の対応について

（１）速やかな事実確認【初期対応】

① 聴き取り（記録・保存）内容等

・発見日時
・発見した場所
・落書きの内容
・その他必要な内容

② 町民等から通報があった場合

相談・通報を受ける場合は、別室を設け、複数人で対応する。①に加えて、通報者の名前、住所、電話番号等を聴き取る。（匿名希望の場合は無理強いしない。）

③ 職員が発見した場合

差別落書きを発見した場合、①に基づき、発見内容を記録・保存する。

④ 民間委託先及び指定管理先で差別落書きがあった場合

施設の主管課に報告を行い、主管課と連携を密にしながら①～③と同様に対応する。（以下についても同様）

（２）施設管理責任者及び施設主管課への速やかな連絡

町民から通報があった場合、または職員が差別落書きを発見した場合は、施設管理責任者及び施設主管課（以下「施設管理責任者等」という）へ速やかに連絡する。

（３）現場の記録と適切な保存

以下により現場（内容）の記録と保存（むやみに人の目にふれないような処置をとる）を行う。

① 連絡を受けた施設管理責任者等は、直ちに差別落書きのある場所に複数人で行き、現場の写真を撮影し、差別落書きの内容、使用した筆記具、色彩、大きさ等必要と思われる事項を記録する。

② 記録後、関係者の現場確認が終了するまでの間、施錠、張り紙等による遮へい及び使用禁止等必要な措置を行う。

（４）報告・通報及び現場確認の立会依頼

① 人権・同和教育課への報告及び現場確認の立会依頼

施設管理責任者等は、差別落書きの通報を受けた場合、その状況を速やかに人権・同和教育課へ報告し、現場確認の立会を依頼する。

② 警察署への通報

施設管理責任者等は内容を確認し、速やかに所轄の警察署へ通報し、現場検証等を依頼する。

ただし、学校内で発生したものについては、落書きの内容、状況等を判断のうえ通報を行う。

③ 関係団体への報告及び現場確認の立会依頼

人権・同和教育課は、差別落書きの発生の報告を受けた後、直ちに関係団体へ差別落書きの状況を連絡し、現場確認の立会を依頼する（差別事象の内容によっては、関係する主管課が団体への連絡をとる）。

（５）関係者による現場確認及び協議

施設管理責任者等は、人権・同和教育課、事象に関連する当事者又は関係団体とともに現場確認を行い、発見あるいは通報された落書きが差別落書きであるかどうか判断するとともに、当面の対応を協議する。

（６）現場の処理

施設又は主管課の職員は、現場確認の完了後、施設管理責任者等の指示により差別落書きの消去を行い、写真撮影後使用禁止措置を解除する。

（７）事後対応

① 現場の見回り

差別落書きが繰り返し発生する可能性を考慮し、事象発生後しばらくの間は、発生現場を重点的に施設の巡回点検を行う。

② 発見者（通報者）への報告

差別落書きの発見者（通報者）に対し、現場での措置や今後の対応について報告する。併せて再び差別落書きを発見した場合等、情報提供を依頼する。

２　差別落書きの報告について

人権・同和教育課は、差別落書きが発生した施設管理責任者等からの報告を基に、差別落書きの事実関係、発見以後の対応の経過、問題点・課題等を文書にまとめ、県人権・同和対策課及び県人権教育課、中部総合事務所 地域振興局 中部振興課へ報告する。

３　分析・検討について

人権・同和教育課は、琴浦町差別事象検討委員会を開き、差別落書きの正確な実態の把握、差別落書きの背景や対応状況を分析し、今後の効果的な対策や啓発方法等の検討を行い、再発防止に努める。

（各課対応版）



差別落書きの発見

差別落書きを放置すると、多くの人が落書きを見ることとなり、差別の助長・拡大行為につながります。発見した場合や通報を受けた場合は迅速に対応する必要があります。

①　初期対応　速やかな事実確認（全課が対応）

・差別落書きを発見、または通報を受けた場合は、速やかに事実確認、聴き取りを行う。（発見日時、場所、内容等）

※町民等からの通報の場合は、連絡先や状況等を聞く。

速やかに施設の主管課に連絡。

②　現場確認・保存・遮蔽（施設の主管課が対応）

・速やかに現場を確認し、写真等で保存する。

・施錠、張り紙等による遮蔽及び使用禁止等の措置を行う。

速やかに人権・同和教育課に連絡。
状況によっては警察に通報。

③　関係者との現場確認・記録・落書きの消去（施設の主管課と人権・同和教育課が対応）

・落書きの記録（発見日時・発見場所・内容・サイズ等）を行う。
・関係者による現場確認及び当面の対応について協議を行った後、落書きの消去を行い、使用禁止を解除する。

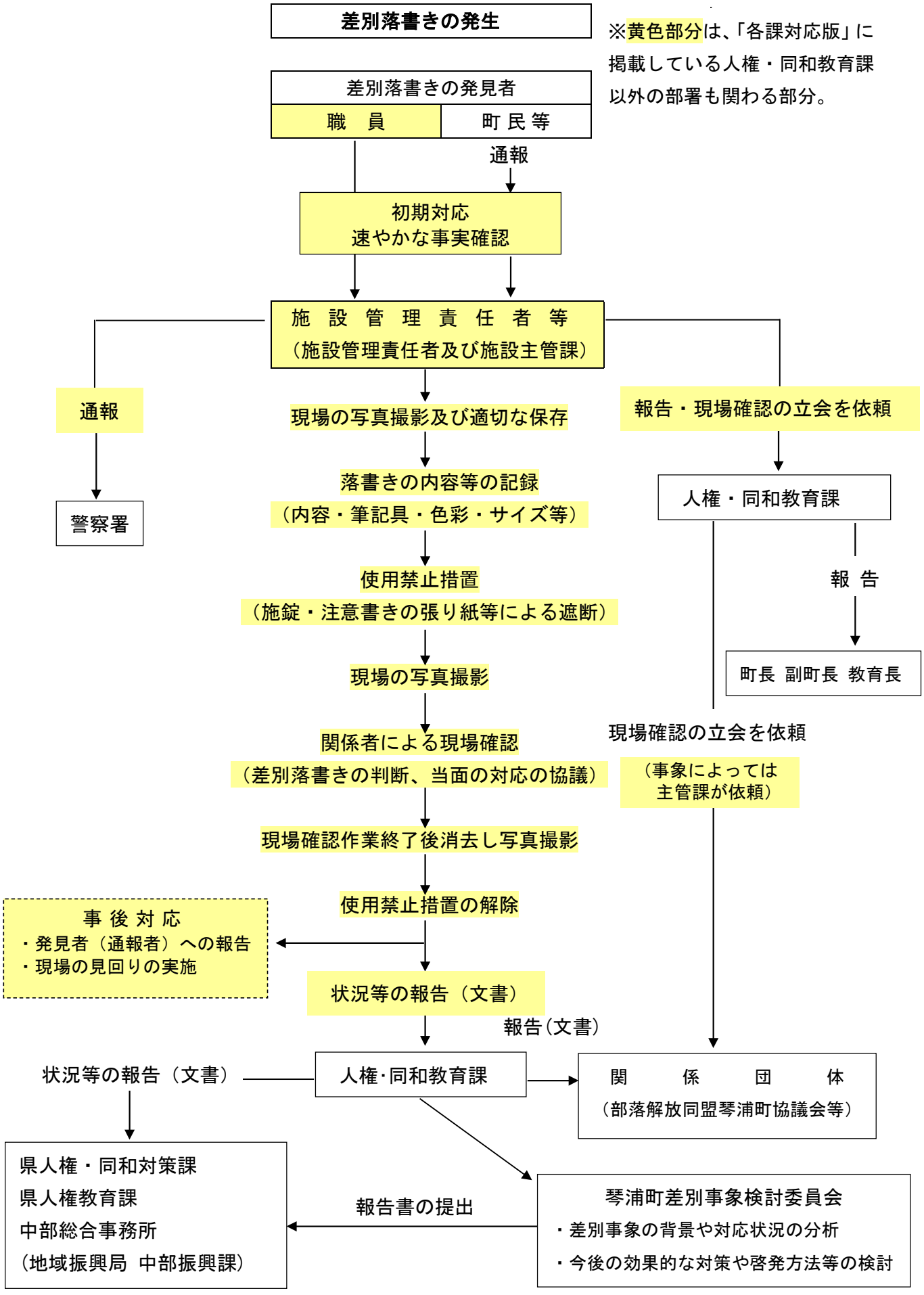
「差別落書き発生状況報告書」を人権・同和教育課に提出。

④　事後対応・再発防止（施設の主管課が対応）

・通報者への報告。（必要に応じて）
・現場の見回り等の実施。

※主管課は、様々な人権問題の差別事象を想定し、発生した差別事象について、その問題に関わる課が主管課になります。

差別落書きの対応手順（全体図）



差 別 書 き 込 み 対 応 要 領

差別書き込みとは、インターネット上での、差別的な内容（誹謗・中傷等）の書き込みを言います。インターネットは、匿名で書き込みができ不特定多数に情報を伝えることができるため、深刻な人権侵害になることがあります。そして、一度ネット上に掲載されると、削除が困難になり、短期間で拡散される危険性があります。

１　差別書き込みを発見、または通報を受けた場合の対応について

（１）速やかな事実確認【初期対応】

① 聴き取り（記録・保存）内容等

・発見日時、書き込み（投稿）時間
・サイトのＵＲＬ
・書き込み（投稿）内容の画面、動画等の保存（スクリーンショット等）
・その他必要な内容
・通報のあったサイトを庁内ＰＣ端末等で確認する。

② 町民等から通報があった場合

相談・通報を受ける場合は、別室を設け、複数人で対応する。①に加えて、通報者の名前、住所、電話番号等を聴き取る。（匿名希望の場合は無理強いしない。）

③ 職員が発見した場合

差別書き込みを発見した場合、①に基づき、発見内容を記録・保存する。

（２）人権・同和教育課への報告

差別書き込みの発見、または相談・通報を受けた場合、その情報を速やかに人権・同和教育課へ報告する。人権・同和教育課は主管課と連携を取りながら対応する。人権・同和教育課は、町長・副町長・教育長に報告する。

（３）差別書き込みの拡散防止

① 町が管理するウェブサイトへの書き込みについては公開を停止し、その他の場合はプロバイダ、サーバーの管理・運営者等に削除を依頼し差別情報の拡散を防止する

② ①の削除依頼を行っても削除されない場合には、鳥取地方法務局へ削除要請の取り組み依頼を行う。

③ 実在する個人のプライバシー侵害等を確認した場合には、可能な範囲で本人に伝え、本人からも削除要請または法務局へ相談するように案内する。

（４）報告・相談

① 関係団体への報告

人権・同和教育課は、差別書き込みの発生の報告を受けた後、直ちに関係

団体へ差別書き込みの状況を連絡する。(差別事象の内容によっては、関係する主管課が団体への連絡をとる)。

② 警察署への相談

犯罪予告等を確認した場合は、内部協議の上で警察へ相談する。

(例:「○月○日に、琴浦町○○の被差別部落を焼け野原にしてやる。」等強い差別意識に基づく犯罪予告等)

(5)事後対応

① 発見者(通報者)への報告

差別書き込みの発見者(通報者)に対し、現場での措置や今後の対応について報告する。併せて再び差別書き込みを発見した場合等、情報提供を依頼する。

② 拡散状況の確認

インターネット等への差別書き込みの場合は、拡散状況の確認を行う。拡散状況の確認は一度だけではなく、しばらくの間数日おきに行う(例:Yahoo!のリアルタイム等でコメント等の検索を行う)。

2 差別書き込みの報告について

人権・同和教育課は、差別書き込み発生時の報告を基に、事実関係、発見以後の対応の経過、問題点・課題等を文書にまとめ、県人権・同和対策課及び県人権教育課、中部総合事務所 地域振興局 中部振興課、鳥取県人権文化センターへ報告する。

3 分析・検討について

人権・同和教育課は、琴浦町差別事象検討委員会を開き、差別書き込みの背景や対応状況を分析し、今後の効果的な対策や啓発方法等の検討を行い、再発防止に努める。

（各課対応版）



差別書き込みの発見

差別書き込みとは、インターネット上での、差別的な内容（誹謗・中傷等）の書き込みを言います。書き込みを放置すると、多くの人が書き込みを見ることとなり、差別の助長・拡大行為につながります。発見した場合や通報を受けた場合は迅速に対応する必要があります。

①　初期対応　速やかな事実確認（全課が対応）

・インターネット上の差別書き込みを発見、または通報を受けた場合は、速やかに事実確認、聴き取りを行う。
（発見日時、サイトのＵＲＬ、書き込み内容等）

・サイトを庁内ＰＣ端末等で確認し、画面や動画等の保存を行う。

※町民等からの通報の場合は、連絡先や状況等を聞く。

速やかに人権・同和教育課に連絡。

②　対応等の協議（人権・同和教育課、主管課が対応）

・人権・同和教育課と連携を取り、対応等を協議し対応する。

③　関係団体への連絡（人権・同和教育課または主管課が対応）

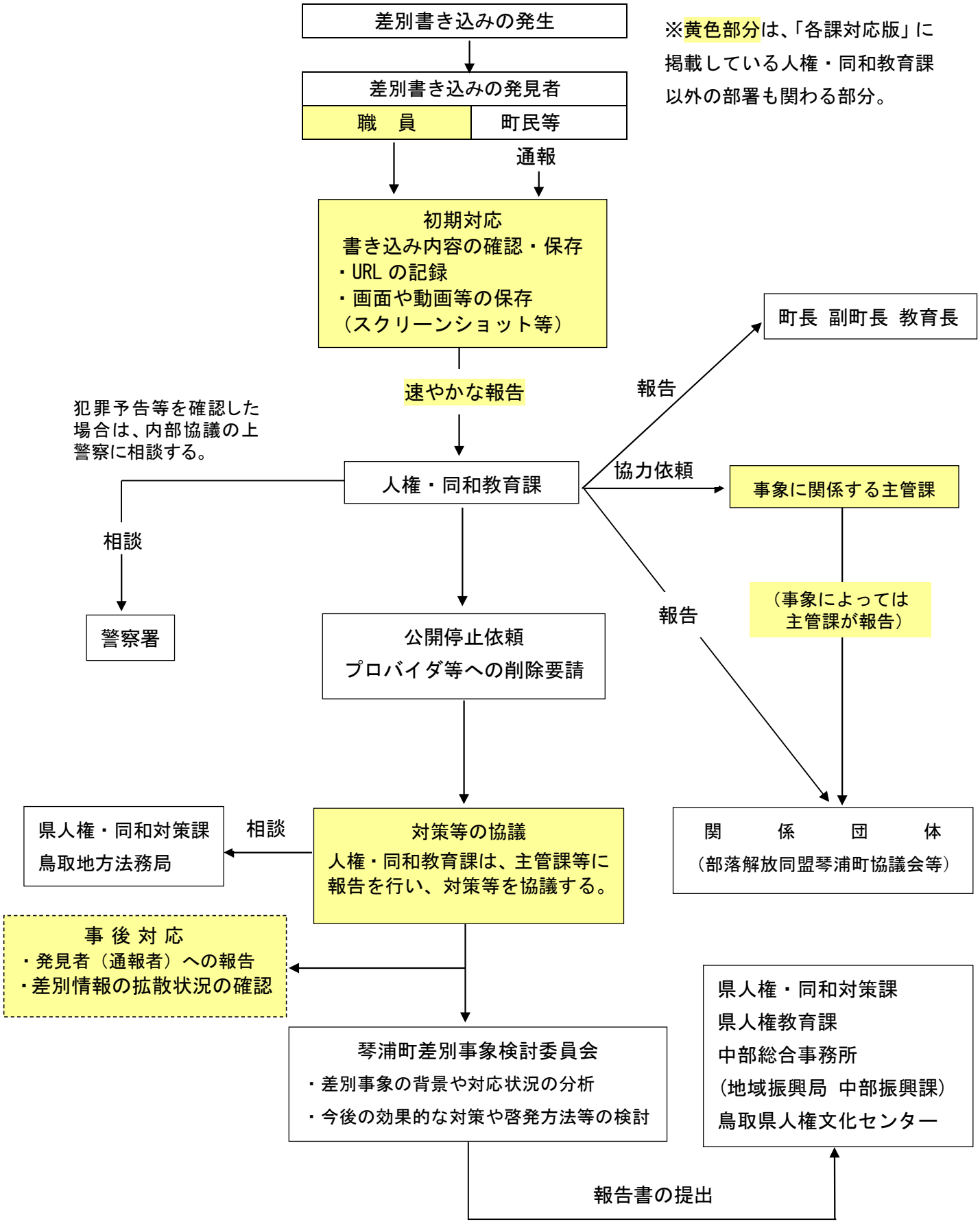
・差別事象の内容によっては、関係する主管課が関係団体への連絡を行う。

④　事後対応・再発防止（主管課が対応）

・通報者への報告。（必要に応じて）
・差別書き込みの拡散状況の確認。

※主管課は、様々な人権問題の差別事象を想定し、発生した差別事象について、その問題に関わる課が主管課になります。

インターネット等への差別書き込み対応手順　（全体図）



被差別部落に関する問合せ対応要領

被差別部落の地名や所在の調査、公開等を行うことは、被差別部落に住む人たちの尊厳を脅かす悪質な人権侵害となります。本町では、「琴浦町個人情報保護条例」に基づき「差別につながる情報」の収集を禁止しています。

被差別部落に関する問合せ事象に直面したとき、それが差別につながる行為であると即座に認識し、落着いて適切な対応と啓発ができるようにすることは、問合せ者が持つ差別（忌避・排除）意識への気づきにつながり、啓発する良い機会となります。

また、問合せ事象は１回だけで終わるとは限らず、他部署へ同様の問合せが発生する可能性があります。そのような場合、問合せ内容やその対応状況を速やかに庁内で情報共有し、一貫して差別を許さないという姿勢で対応することが重要となります。

１　町民等から被差別部落の有無や所在等に関する問合せを受けた場合の対応

（１）対応について留意すること

① 面談の場合は、別室を設け、複数人で対応する。
② 電話の場合は、相手の声を注意深く聴き、性別、年代等の情報収集に努める。
③ 「何かありましたか？」「どうされましたか？」等、相手にしゃべらせるような問いかけを行い、落ち着いて相手の話を聴く。
④ 最初から「差別だ」と決めつけた態度は避け、相手を追い詰めない。
⑤ 差別を許さないという姿勢を持って対応する。

（２）引き出すべき事項

① なぜ知りたいのか、問合せの背景や動機を聴き出す。
② 相手の被差別部落に関するイメージを聴き出す。
③ 連絡先等、問合せ者との接点を確保するように努力する。

（３）伝えるべき事項

① 問合せそのものが、差別につながる行為であること。
② 差別を助長する恐れがあるため、被差別部落は教えられないこと。
③ 一方的に話すのではなく、相手の理解の程度を確認しながら、気づきを引き出せるように丁寧な説明を行う。

（４）対応後の記録

日時・場所・状況・やり取りの内容等を詳しく記録しておく。

２　速やかな報告及び情報共有

被差別部落に関する問合せを受けた場合、対応職員はその状況を速やかに所属長に報告するとともに、人権・同和教育課へ報告する。

人権・同和教育課は、町長・副町長・教育長に報告する。問合せ者は、複数の課に同様の問合せをする場合もあるので、庁内ネットワーク等を用い迅速な情報共有を行う。

３　関係団体への連絡

人権・同和教育課は、報告を受けた後、直ちに部落解放同盟琴浦町協議会等へ問合せ事象の状況を連絡する。

４　問合せ事象の報告について

人権・同和教育課は、問合せ事象が発生した課と連携を密にしながら、問合せの内容、対応内容、事象発生後の対応の経過（時系列で記載）・問題点・課題・背景等を文書にまとめ、県人権・同和対策課及び県人権教育課、中部総合事務所 地域振興局 中部振興課へ報告する。

５　分析・検討について

人権・同和教育課は、琴浦町差別事象検討委員会を開き、問合せ事象の背景や対応状況を分析し、今後の効果的な対策や啓発方法等の検討を行い、再発防止に努める。

被差別部落に関する問合せへの対応手順

対応者の動き

問合せ事象の発生

＜電話の場合＞

必ずメモを取り、落着いて対応する。

＜面談の場合＞

別室を設け複数人で対応する。

＜対応時の職員の姿勢＞

① 落着いて、じっくりと相手の話を聴く。
② 相手をやりこめようとか、無理に説得しようと思わない。
・反発を受けたり、電話を切られるおそれもある。
③ 攻撃的な対応はしない。
・最初から“差別だ”と決め付けた対応は避ける。
・相手を精神的に追い詰めない。
④ 差別を許さないという姿勢で対応する。

＜問題点の投げかけと背景の引き出し＞

① なぜ、被差別部落であるか、ないかを知りたいのか、動機や事象を引き出す。
② 被差別部落に対するイメージを引き出す。
・偏見やうわさ話を鵜呑みにしている場合が多い。
③ 被差別部落であるか、ないかを知ってどうするのか。

＜相手から気づきを引き出す努力＞

① 偏見や思い込みで被差別部落（住民）を忌避したり、排除したりすることの不条理さを説明する。
② 差別を助長するおそれがあり、被差別部落の有無や所在等は答えられないことを話す。

＜連絡先等の接点を確保する努力＞

相手の連絡先を聞く等、引き続き話をしていきたいことを伝える。

対応後の動き

所属課長への速やかな報告、記録の作成

報告

人権・同和教育課
庁内における情報共有、対応についての共通理解

状況等の報告（文書）

関 係 団 体
（部落解放同盟琴浦町協議会等）

状況等の報告（文書）

県人権・同和対策課
県人権教育課
中部総合事務所
（地域振興局 中部振興課）

報告

町長 副町長 教育長

報告書の提出

琴浦町差別事象検討委員会
・差別事象の背景や対応状況の分析
・今後の効果的な対策や啓発方法等の検討

差別事象等に関する課題解決に向けた方策の推進

差別事象等発生後は、速やかに情報収集に努め、関係団体等と連携をとりながら、全庁的に対応を協議し、各主管課の役割分担を明らかにする。

また、差別事象の確認等においては、差別をされた人に寄り添い、差別の不当性や差別事象を生み出した背景を捉え、町行政として取り組むべき課題を明らかにし、次のとおり課題解決に向けた取り組みを行う。

１　「差別事象に深く学ぶ」ことを基本に据えた啓発活動を展開する。

２　全ての職員が、人権尊重が全ての行政施策の根幹であることを認識するとともに、あらゆる施策において人権尊重の視点に立った行政サービスを推進できるよう絶えず点検を行う。

３　差別行為を指摘したために、かえって自らが不利益に陥ることのないように、差別を許さない社会づくりに努める。

４　全職員に対し人権・同和教育研修を実施し、職員の資質向上を図る。

５　各課の責任において、町及び民間委託先や指定管理先・企業・関係団体の研修体制の確立と研修内容の充実を図るための方策を検討し、研修の推進に努める。

６　各課は、主管する施設を定期的に点検し、差別落書き等の未然防止に努める。

特にトイレ、休憩施設等不特定多数の者が出入りする場所については、重点的に巡回、点検を行う。

また、普段から施設の清掃等を十分行い落書きをさせない環境づくりに努める。

差 別 事 象 等 の 事 例 分 析

いつ（時）

日時等

どこで（場所）

インターネット上、公共施設、学校等（教育現場）等

誰が（事象行為者）

不明、成人か子どもか、公務員か民間人か、個人か組織か等

誰に対して（事象被害者）

不特定多数か個人か、被差別部落の人か否か、公務員か民間人か、成人か子どもか、加害者と被害者の関係等

内容

差別扇動、結婚差別、就職差別、賤称語、自己主張、個人攻撃、量の大小（差別落書き）等

なぜ（目的及び背景）

正しい知識の不足による無理解や偏見、妬みや逆差別等の意識、社会の中での不満やストレス等の存在等

どのように（方法手段）

発言、落書き、投書、チラシ・ビラ、電話、インターネット等

差別性・問題点

何が（なぜ）差別にあたるのか、何が問題なのか等

琴浦町差別事象検討委員会要領

１　目　　的

町内で発生した様々な差別事象の正確な実態把握と、原因や背景の分析及び再発防止に向けた今後の効果的な対策や啓発方法の検討を行い、一人ひとりの人権が尊重される差別のない住みよいまちづくりの実現を目的とする。

２　委員会の設置

この委員会の委員は若干名とし、委員長は琴浦町副町長の職にあるものが就くものとする。

（１）委員は、次に掲げる団体等から、委員長が選任するものとする。

①　行政

②　こども園・保育園

③　小中学校

④　対象となる差別事象の関係団体等

⑤　有識者

（啓発の専門知識や経験を持つ人を含む。インターネット上の差別事象の場合、専門知識を持った人を配置。）

３　事務局の設置

委員会の事務局は、人権・同和教育課に置くものとする。

４　委員会の主たる業務

（１）差別事象の背景を捉えて、差別の解決に向けた具体的な取り組みの方策について検討を行う。

（２）人権意識の高揚とあらゆる人権問題の解決への啓発活動の具体的な取り組みの方策について検討を行う。

（３）「琴浦町差別事象等対応マニュアル」の内容を検討する。

差別事象発生状況報告書

市町村名　琴浦町

項　　目	内　　容
1 発生又は発見日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分　頃
2 発生又は発見場所	
3 差別的言動をした人	
4 差別をされた人	
5 差別事象の内容	
6 事象の差別性	
7 経過及び対応状況 （時系列が分かるよう記載）	
8 今後の対応策及び取り組み等	
9 そ　　の　　他	

＊　位置図　概略図面　現場写真等を添付すること。

差別落書き発生状況報告書

市町村名　琴 浦 町

項　　目	内　　容
１ 発　見　日　時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分　頃
２ 発　見　場　所	
３ 落 書 き の 内 容	
４ 落 書 き の 大 き さ	縦：　　ｃｍ　　横：　　ｃｍ
５ 筆 記 具 （ 色 ）	
６ 通　　報　　者	
７ 経過及び対応状況 （時系列が分かるよう記載）	
８ 今後の対応策及び取り組み等	
９ 消　去　日　時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分　頃

＊　位置図　概略図面　現場写真等を添付すること。

差別書き込み発生状況報告書

市町村名　琴 浦 町

項　　目	内　　容
１ 掲 示 板 名 称 等	
２ 発　見　日　時 （ 投 稿 日 時 ）	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分 頃 （令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分 ）
３ 通　　報　　者	
４ 書 き 込 み 内 容	
５ 経過及び対応状況 （時系列が分かるよう記載）	
６ 今後の対応策及び取り組み等	
７ 削 除 確 認 年 月	令和　　年　　月　　日